

Hoang Van Anh 氏

ベトナム商工会議所 (VCCI) 会員登録・研修部門 事務局次長

基調講演「ベトナムの労働事情と労使関係の特徴」

ご紹介いただいた通り、私はベトナム商工会議所から参りました。ベトナム商工会議所とは、ベトナム国内において操業活動を行っている企業の代表的な組織であり、我々の組織の役割は操業、投資活動の促進、それからそのさまざまなサポートを行っている組織です。今日はベトナムの労働市場の概況、そして日本の投資家がベトナム市場へのアプローチをするための基本情報について、説明させていただきます。そして是非私の希望ですが、今後ともますます日本の投資家の皆さま、日本の企業を迎える機会があればと思っております。私の説明内容は、主には三つあります。まずはベトナム、そしてベトナムの労働市場の基本情報について説明させていただきます。二番目は海外投資家の方のベトナムの労働市場へのアプローチの仕方、特に少し日本の投資家の皆さまに向けたアドバイスも併せて説明させていただきます。そして三番目の内容としては、ベトナムでの今後の皆さんの操業、投資活動を行うためには関連のベトナム政策及び実際の手続きについて、紹介させていただきます。ここに書いてあるQ&A、質疑応答は後に回させていただきますと思っております。

ベトナムに関する基本情報は先ほど白木先生もご説明していただいたのですが、私からももう少し補足説明させていただきます。ベトナムの正式名称はベトナム社会主義共和国、東南アジアにある国です。面積は33万平方キロメートル、海岸線の長さは3,260キロメートル、北から南まで直線で結ぶと、約1,600キロメートルです。ベトナムの建国記念日は、1945年9月2日です。これは、フランス領から独立宣言をした日です。

2017年時点においては、ベトナムの人口は9,370万人です。行政単位は63省、中央直轄市があります。そしてベトナムの2017年のGDP成長率は、6.81%です。これに対して2016年は、6.5%です。そういった意味では、この数年ベトナムのGDP成長率はかなり高いレベルで達成できています。白木先生にもご紹介いただいたのですが、ベトナムの現在一人当たり平均所得は、大体2,385ドルです。現在、国内には九つの国際空港があります。1945年に、ベトナムは独立しまして、そのときから約30年の間に南北統一革命が行われました。アメリカ領の南ベトナムと北部を統一し、そして1975年、国が一つになりました。国が一つになる前は、北部は社会主義志向、南は資本主義志向だったのですが、国を一つに統一した後は社会主義の古いやり方に従ってやってきました。国を統一した後も社会主義志向の官僚主義に基づいた経済モデルを取り入れてやってきましたが、やはり計画生産というのはなかなか国の経済を大きくすることができず、何年たっても豊かにならず、結局1986年にドイモイ政策を実施することになりました。ドイモイ政策を実施した大きなポイントは経済を開放し、自由に発展できるようにするというポイントとともに、ベトナムが積極的に国際経済活動に参加できるようにすることです。そうすることによって30年の年月たった今、かなり多くの成果を収めることができるようになってきました。

ベトナムの社会制度は、社会主義であることは以前と変わらないのですが経済のメカニズムに関しては資本経済を取り入れて実施しています。そして2016年、政府はあるスローガンを打ち出しました。それは、強い構造的な政府を構築し、企業に寄り添うというものです。そういった意味ではベトナムにおいては多くの企業が生まれ、あるデータによると現時点は120万社あると言われていています。これはあくまでも非公式データであり、きちんとした統計データでは、企業数は70万以上となっています。企業数も最近の2年間のデータから見ると、2016年に新しく設立された企業数は10万6,000社、2017年は12万5,000社です。そして2017年の輸出入額は、4,250億ドルです。これは世界ランキングで見ると、26位になっています。また、現時点ベトナムはいろいろな国と自由貿易協定を結んでおり、既に締結済み及び現在交渉中の協定は、16件あります。その16件のうち発効されている、締結、協定は10件です。批准待ちは2件、そして交渉中は4件となっています。ベトナム商工省によると、アメリカが脱退したTPP協定に関しては現在11カ国が残っていますが、新しい協定が結ばれるということを聞いています。

どうして私はここでさまざまな協定が締結されることについて触れているかという、国際協定を結ぶことによって、ベトナムは（国際協定で必要とされる）労働環境・職場環境の改善を目指す、やらないといけないという状況に置かれるようになってきているからです。このように二国間、また多国間の自由貿易協定の締結をすることによって、世界中のさまざまな国と経済交流活動を進めることができるようになっております。そして外国投資に関しては、現在ベトナムにおいては省及び中央直轄市が合計63ありますが、そのうち59の省、市においては外国の投資が行われています。現在、直接投資案件としては全部件数で言うと2万4,200件あり、合計認可投資額は3,100億アメリカドルです。白木先生もおっしゃった通り、投資額で見ると、韓国が1位、日本は2位となっておりますが、韓国が1位を占めている理由は、大手のサムスンが大きな投資額をしたため、比率、投資金額で見ても大きな割合を占めています。いくつかのランキングを見ていただきますと、競争力に関しては世界137カ国中55位、市場規模で見ると137カ国中31位、そして投資環境に関しては190カ国の中で68位になっています。最後はイノベーション指数で見ると、127カ国と地域の中で47位になっています。先ほども説明させていただきました現在63の省、市の人口は9,730万人です。うち市人口は3,290万人、人口の35.1%です。性別で見た場合、男性は4,620万人、49.3%であり、それに対して女性は4,750万人、50.7%です。

ベトナムでは労働人口は5,480万人となっておりますが、実際の就業者数は5,482万人です。実際就業者数がやや多いですが、どうして多いかというと、ベトナムの法律の規定によると労働人口というのは男性の場合15歳から60歳、女性は15歳から55歳です。これが労働人口ですが、実際就業、労働している人口はこれより少し多いということです。また教育訓練を受けた労働者は21%と書いてありますが、要するに約5分の4の労働者は教育訓練などを受けていない者です。また白木先生がベトナムの失業率は2.2%ということを紹介

していただいたのですが、私個人的にはこの数字はあまり信頼できていないと考えています。なぜかという、統計を取るときに非正規、非農業労働者をどういうふうに捉えるかという明確な定義がないので、統計を取るときに少し誤差が出ているのではと思っています。ベトナムの現在の農村部に住んでいる非正規、非農業労働者は約 57%です。

現在、我々が頭を痛めている問題があります。それは労働生産性の低さです。この近年、他の国に比べて労働生産性の成長がかなり高いレベルを達成できていますが、実際の労働生産性で見るとまだ他の国々と比べて低いレベルにあります。ベトナムの統計局のデータによると、ベトナムの 2017 年の労働生産性を数値で見た場合は 9,320 万ベトナムドンですが、2016 年のベトナムの労働生産性は 9,894 アメリカドルです。これは、例えばシンガポールの労働生産性と比べると、シンガポールの約 7%に相当するもので、非常に低いものです。ラオスと比べても低いです。ラオスの 87.4%しかない状況です。また世界銀行の研究結果によると、ベトナムとシンガポールの労働生産性の差を比べた場合、2006 年の 11 万 5,800 アメリカドルから 2016 年には拡大し、13 万 1,330 アメリカドルになっています。このデータは 2011 年の購買力平価換算のデータです。ラオスと比べた場合は、ラオスとの差は 1,422 ドルです。

次にベトナムはどのような教育システムまたは教育制度があるのかということについて説明したいと思います。2016 年 10 月 18 日、首相決定によりベトナムにおける教育制度の枠組みを明確に決めました（国家資格枠組）。これによって現在、正規教育体系における大学・大学院は 235 校、大学院の課程（博士レベル養成）がある研究院は 37 校、教育師範短大などは 33 校あります。毎年大学生で言うと 176 万 7,870 人、教育を受けています。正規の教育機関のほかには職業訓練機関というものがあります。職業訓練機関の数は 1,974 校です。数は多くあると思うのですが、いろいろな面でまだ脆弱であり、教育訓練のスキル、またそれに必要な設備・機器も十分に整備されておらず、教育訓練の有効なやり方もまだ十分に整っていません。

1980 年の首相決定では、ベトナムの国民教育制度の枠組みが定められています。資料に書いてある通り、これを参考にさせていただくと、ベトナム人が 18 歳まではどのような教育を受けることができるかということが分かります。18 歳以降は大学など、そういった（高等）教育を受けていくこととなります。それを背景にして次は、私はベトナムの労働に関する一般的な見解を示させていただきたいと思っています。まず、ベトナムの労働の強みは何かというと、現在ベトナムの人口は人口構造黄金期にあるといわれています。労働者が若く活動的で、知的で素早く、技能、また技術を吸収する力を持っています。そして人件費も安い、また技術の吸収、応用する能力が十分に備わっていると思われています。そのような強みに対して、さまざまな弱みもあります。その弱みとは、世界やほかの地域と比べると労働生産性が非常に低い。また、教育訓練の質がその時代に求められているレベルを満たしていない。労働構造には多くの不備があって、産業別の労働の配分が偏っている。現在は単純労働

働力の輸出はしているのですが、ハイレベルの労働力は輸入している状況が続いています。世界銀行の評価では、ベトナムは技術を持っている労働者、熟練労働者が非常に不足しています。また、労働の質、人材の質を評価した場合、ベトナムは10点満点中わずか3.79点しかないのです。これは、世界銀行のランキングに参加しているアジア12カ国のうち、11位です。どうしてこのような弱みが存在しているかという点、ベトナムの教育訓練活動というのは工業化、近代化、また国際経済活動参入に必要な要件を満たすことができず、その育成のニーズに応えることができていません。また教育訓練の品質についても十分に確保できていません。人材の確保、管理、待遇に関する制度もまだ十分に整備されておらず、競争力が欠けています。

皆さんがベトナムに来てベトナムの労働市場に対してアプローチを行う場合、何を参考にしたらいいかという点、まず法的な根拠を示させていただきます。法的な根拠というのは10月に施行された労働法です。この労働法もともと2012年6月18日に公布されたもので、17章、242条から成り立っています。またご説明させていただいた通り、現在ベトナムはさまざまな国と自由貿易協定、FTAを結んでおり、次世代のFTAの参加準備も行っています。そういった状況を背景とし、現在ベトナムは変化する状況に適合、対応できる労働法の改定が求められおり、その草案を今準備しています。いろいろな協定がありますが、TPP協定はアメリカが脱退したため、今残った11カ国が新しい協定、CPTPPを締結します。TPPに関してはこの労働法の第19章において定められていますので、是非ご参考にさせていただけたらと思います。

それではベトナムはどのような労働契約、雇用契約が行われているかという点、法律の規定によれば十分な行為能力がある15歳以上のベトナム人ならば労働契約を結ぶ権利を有するという点となっています。労働契約、雇用契約の種類は三つあります。無期労働契約、有期労働契約、そして季節的に一定の仕事を行う期限が12カ月未満の労働契約というものがあります。ベトナムには三者構成原則というものがあります。この三者構成原則に参加している機関は三つあり、ベトナムの労働傷病兵社会福祉省、ベトナム労働総連合、そしてベトナム商工会議所です。この三者が労働関係の問題について相談し合い、取り組むという役割を果たしています。労働関係において行政の関わっている部分はどこなのか、そして第四者、被雇用者はどのように責任を負っていくかという点についても協議されています。白木先生がおっしゃった通り最低賃金もベトナムに取り入れられることになっていますが、実施されるのは2018年7月1日からとなります。現在、ベトナムの最低賃金の基準は113万ベトナムドンでございますが、新しい基準は9万ドンプラスとして139万となります。また、この最低賃金の基準は一律に全ての地域に適用されるものではなくて、この地域別の基準というものがあまして、例えば都市部においては390万ベトナムドンとなります。そして地域に関しては、最低賃金は276万ベトナムドンです。これは135アメリカドルに相当するものです。

そしてストライキに関しては、1990年に労働法でストライキ権が認められてからは全部で約6,000件のストライキがありました。しかし2017年、ベトナムでは160件のストライキが発生しまして、79.98%は外資系企業におけるストライキということになっています。約7割以上です。そして、日本の企業に関しては7件ありまして、主な原因は賃金が低くて、待遇が保障されていないということです。皆さんがベトナムに行って事業活動を行った場合、一応皆さんは外国人の就労という扱いになりますので、外国人の就労許可を申請してもらわないといけません。その手続きに関しては全部ここに8ポイントが書いてありますので、参考にさせていただきたいと思います。許可される外国人の就労期間は、2年を超えないということになっています。そしてさっきの話に戻りまして2017年、日系企業においては7件のストライキが発生しました。多くの原因は賃金が低くて待遇が保障されていないということなのですが、実際私から見ると多くのミスコミュニケーションから生じたストライキもあると思っています。そのためここではベトナム人とのコミュニケーションについて少し紹介させていただきたいと思います。

コミュニケーションについてですが、我々は西欧人と違って情報ストレートに交換したりするというわけではなくて、間接的に受け入れたり収集したりしています。基本となるコミュニケーションの態度とかコミュニケーションの相手とか主体、またやり方についてここに詳細に書かれていますので、是非ご参考にしていただけたらと思います。

先程もご紹介させていただいたのですがタイ、ベトナムへの海外投資金額で見た場合、韓国が1位、日本は2位になっています。韓国が1位になっている理由としてはサムスンが大きな投資額を入れているということですが、それを除いたら日本は1位になるかと思うのですが、今後ぜひ積極的にベトナムに対して投資を検討していただけたらと思っております。それに関連して、投資をご検討いただいた場合、どのような手続き、手順を追っていく必要があるかということについてこのページで説明させていただきます。ここでは投資認可申請の手順、どのような手続きがあるか、またどのように投資認可証が認定、発給されるかということについて書いてあります。このページに書いてあるのは手続き、投資、認可申請の手続きです。とても詳細に書いてありますので、ご参考にしていただけたらと思います。その手続きに関連する法律もあります。またベトナムでは法律のほかには法律に直属する議定や制令などがあります。27個全部がここに書いてありますので、ご参考にしていただけたらと思います。ここに書いてあるのは投資優遇政策ですが、企業によって、また分野によってさまざまな奨励待遇を受けることができます。例えば優遇分野においては、最長15年、税金などが免除され、いろいろな優遇を受けることができます。投資を検討するときにはさまざまな法的な根拠・文書を参考にさせていただきたいと思います。大変参考となるのは2006年に施行された商法です。また、資料の後ろのほうには、もし皆さんが今後駐在員事務所をベトナムで設立したい場合はどういう手続き、どういうステップ踏んで進めていけ

ばいいかということが書いてありますので、是非ご参考にしてください。事務所を設立した後、必ず行わないといけない手続きがいくつかあります。

50 分間という短い時間でしたが、ベトナムの労働市場の概況、そしてベトナムの労働市場にアプローチするために必要な基本情報について説明させていただきました。是非皆さんが今後ベトナムに進出、営業活動、事業活動の操業を行う際に、ご参考になればと思っております。ご清聴、どうもありがとうございました。